

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和6年7月22日

大阪税関長 清水 雄策

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効原因	蔵置中の外国貨物の搬出期限	許可失効年月日
株式会社新陸運輸 富山県南砺市遊部4-1-1番3	株式会社新陸運輸 福野下吉江倉庫 富山県南砺市下吉江3-1-2番地1	許可期間満了	—	令和6年6月30日